

実施料算定に係るお知らせ

2026年6月

ISO15189:2022
認定取得

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
この度、令和8年6月より、細胞診検査・病理組織検査における特殊染色が、保険適用で診療報酬点数 50点として算定可能となりましたのでご案内申し上げます。

この診療報酬の新設に伴い、通常のパパニコロウ染色に加え特殊染色を実施した際には点数加算及びその分を別途請求させていただきたく存じます。
また、細胞診検査において、穿刺吸引等で採取された液状検体（下記参照）につきましては通常のパパニコロウ染色に加えギムザ染色など（特殊染色）を実施させていただきます。
なお、乾燥固定で提出された標本についても、同様に特殊染色（ギムザ染色）を実施させていただきますので、お願い申し上げます。

- 【保険適用開始日】 令和8年6月1日
【対象項目】 特殊染色加算（50点）
- 【細胞診対象検体】 体腔液・乳腺・甲状腺・リンパ節
その他（唾液腺、髄液、卵巣・精巣、関節液など）

※ 病理・細胞診ともに依頼書の記載方法や検体の提出方法に変更はございません。

敬白

官報抜粋文章は裏面をご覧ください

- お問い合わせ、ご意見、ご指摘、ご要望先
- | | |
|--|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 株式会社 大阪血清微生物研究所 | カスタマーセンター
本 社 (06) 6322-4531 |
| | 奈良支社 (0744) 24-0530 |
| | 田辺支社 (0739) 22-8740 |
| <input type="checkbox"/> 株式会社 大阪細胞病理研究所 | (06) 7634-0360 |

(令和8年3月5日告示 官報より抜粋)

N000 病理組織標本作製

- | | |
|------------------------|------|
| 1 組織切片によるもの（1臓器につき） | 860点 |
| 2 セルブロック法によるもの（1部位につき） | 860点 |

注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、1臓器又は1部位ごとにそれぞれ50点を所定点数に加算する。

N004 細胞診（1部位につき）

- | | |
|----------------------|------|
| 1 婦人科材料等によるもの | 150点 |
| 2 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの | 190点 |

注1 1について、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、45点を所定点数に加算する。

2 2について、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、液状化検体細胞診加算として、85点を所定点数に加算する。

3 2について、特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、1部位ごとにそれぞれ50点を所定点数に加算する。